平成 30 年 9 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
地域保健担当理事　花岡　正人
宮下　　明

平成 30 年度自殺予防週間における啓発活動等の推進について
＊＊自殺予防週間：9 月 10 日～9 月 16 日＊＊

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長　菊　岡　正　和
（公印省略）

平成 30 年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて今般、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省社会・援護局長より通知があり、本会に対しても日本医師会長を介して周知方依頼がありました。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ　http://www.kanagawa.med.or.jp/
→ 会員専用ページ → お知らせ（地域保健関係） 〉

問い合わせ先
地域医療企画課　担当：小林
横浜市中区富士見町３－１
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail y-kobayashi@kanagawa.med.or.jp

日医発第652号(健Ⅱ109)
平成３０年９月６日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横倉義武

平成３０年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省社会・援護局長より、本会に対して、平成３０年度「自殺予防週間」における協賛の協力及び啓発活動等の推進について、周知方依頼がありました。

本件は、自殺対策基本法において、９月１０日から９月１６日までの１週間を「自殺予防週間」と位置づけ、別添実施要綱のとおり、国及び地方公共団体は啓発活動を広く展開するものです。また、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）では、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することが定められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、別添の「厚労省平成３０年度自殺予防週間ポスター」につきましては、日本医師会雑誌（平成３０年９月号）に同封し配布するとともに、厚労省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175527_00001.html）に掲載されておりますことを申し添えます。

神医受
第1801号
30.9.-7
神奈川県医師会